

## 一般社団法人仙台市薬剤師会役員報酬等規則（案）

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人仙台市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給の基準について必要な事項を定め、役員に対する報酬等の適正化を図ることを目的とする。

### （常勤・非常勤の定義）

第2条 常勤とは、この法人に週3日以上勤務する者をいう。

2 非常勤とは、前項以外の者をいう。

### （総額）

第3条 役員報酬の総額は年間2千万円以内とする。

### （報酬の種類及び通勤手当）

第4条 役員報酬は、常勤役員にあつては本給とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

### （報酬等の支払方法）

第5条 役員報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### （報酬等の支給日）

第6条 役員報酬等は、その月の月額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、順次前日に繰り上げ支給する。

### （報酬の決定基準）

第7条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

### （通勤手当の額）

第8条 通勤手当の月額は、職員給与規程第8条に規定する額とする。

2 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人仙台市薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

(参考)

職員給与規程 (通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合(利用距離2キロメートル以上の場合に限る。)に月額により支給する。

2. 月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割により支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

3. 通勤手当の支給上限は、理事会において決定する。

4. 公共交通機関の場合の算出方法は、最短距離の通勤コースとする。

5. 自家用車通勤の場合は別に定める。